

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年9月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400009号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400006号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月29日の標準賞与額を20万2,000円に訂正することが必要である。

令和3年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月29日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求期間に係る賞与一覧表によると、請求者は、請求期間において同社から20万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年12月29日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後の令和6年6月13日(受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年12月29日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400010号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400007号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月29日の標準賞与額を18万5,000円に訂正することが必要である。

令和3年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月29日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求期間に係る賞与一覧表によると、請求者は、請求期間において同社から18万5,500円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年12月29日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後の令和6年6月13日(受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年12月29日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400011号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400008号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月29日の標準賞与額を20万7,000円に訂正することが必要である。

令和3年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月29日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求期間に係る賞与一覧表によると、請求者は、請求期間において同社から20万7,500円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年12月29日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後の令和6年6月13日(受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年12月29日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400012号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400009号

第1 結論

請求者のA社における令和3年12月29日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

令和3年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年12月29日

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、同社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求期間に係る賞与一覧表によると、請求者は、請求期間において同社から20万500円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年12月29日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後の令和6年6月13日(受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年12月29日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2400004号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2400002号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和62年2月から同年12月まで
② 平成元年4月から平成2年8月まで
③ 平成4年12月から平成6年10月まで
④ 平成7年5月から平成10年3月まで
⑤ 平成11年8月から平成15年7月まで
⑥ 平成18年2月から平成22年5月まで

請求期間①から⑥までについては、施設に入所しており、国民年金の手続のことも国民年金保険料の免除のことも知らなかったため、加入手続も保険料の免除の申請も行っていないが、本来なら国が私を国民年金に加入させて、保険料の免除の手続を案内すべきなのに、そのようにしなかったのは国の責任である。施設の収容証明書を提出するので、請求期間①から⑥までについて保険料を免除されていた期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)第14条の2第1項には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる旨規定されている。

また、法施行規則第15条の2には、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項は、被保険者の給付に関する事項及び納付することを要しないものとされた保険料に関する事項である旨規定されている。

請求者は、請求期間①から⑥までに係る保険料の免除の申請を行っていないのは国の責任であるとして、請求期間①から⑥までについて免除されていた期間に訂正するように求めているが、本件訂正請求は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国

民年金原簿記録が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないとして訂正を求めるものではない。

よって、本件訂正請求は、法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。